

令和5年度 優秀映像教材選奨 参加要領

I. 趣 旨

この選奨は、教育に利用される映像教材の制作と利用の向上進展を図ることを目的とする。
小学校(幼稚園含)部門・中学校部門・高等学校部門においては、教育映像及び教育デジタルコンテンツの別により審査を行う。社会教育部門・職能教育部門・教養部門は、教育映像のみとする。

II. 実施方法

1. 参加部門 全10区分

小学校(幼稚園含)部門

- | | |
|------------------|------------------|
| 1) 【教育映像】 | 各教科等に関する映像教材 |
| 2) 【教育デジタルコンテンツ】 | 各教科等に関するコンピュータ教材 |

中学校部門

- | | |
|------------------|------------------|
| 3) 【教育映像】 | 各教科等に関する映像教材 |
| 4) 【教育デジタルコンテンツ】 | 各教科等に関するコンピュータ教材 |

高等学校部門

- | | |
|------------------|------------------|
| 5) 【教育映像】 | 各教科等に関する映像教材 |
| 6) 【教育デジタルコンテンツ】 | 各教科等に関するコンピュータ教材 |

社会教育部門

- | | |
|-----------------|------------------|
| 7) 【教育映像】 家庭生活向 | 参加作品の部門・領域等分類 参照 |
| 8) 【教育映像】 市民生活向 | 参加作品の部門・領域等分類 参照 |

職能教育部門

- | | |
|-----------|------------------|
| 9) 【教育映像】 | 参加作品の部門・領域等分類 参照 |
|-----------|------------------|

教養部門

- | | |
|------------|------------------|
| 10) 【教育映像】 | 参加作品の部門・領域等分類 参照 |
|------------|------------------|

2. 参加条件

【教育映像】

(1) 完成時期

令和4年6月1日から令和5年5月31日までに完成した作品

(2) 対象メディア

16ミリフィルム、またはDVD(DVD-Video)とする。

チャプター分けがあるものは、チャプターごとの映像時間を明記したもの(様式任意)を添付すること。

(3) 参加できない作品

- ・ 外国語版及び外国制作の日本語版
- ・ 市販されない作品
- ・ 上映時間が1時間を著しく超える作品
- ・ 職能教育部門にシリーズ参加の場合、シリーズ内各本の上映時間が1時間を超える作品
- ・ メディアに収められている付録映像が、本編を著しく超える作品
- ・ 放送を主目的として制作された作品
- ・ 素材映像データベース作品及び、専ら個別学習用に制作された映像教材

(4) 参加本数

- ・ 小学校(幼稚園含)部門・中学校部門・高等学校部門－1社の参加本数は各部門10作品以内
- ・ 社会教育部門 一家庭生活向・市民生活向を合わせて1社の参加本数は10作品以内
- ・ 職能教育部門 －1社の参加本数は5作品以内
シリーズでの参加可(1シリーズで1作品とする)
(1社3シリーズまで・各シリーズの総本数は問わない)
- ・ 教養部門 －1社の参加本数は10作品以内

(5) スポンサーの許諾について

受注作品については、事前にスポンサーの了解をとり参加するものとする。

【教育デジタルコンテンツ】

(1) 完成時期

令和4年6月1日から令和5年5月31日までに完成した作品

(2) 動作環境及びメディア

各種PC等で動作するコンピュータソフトウェアとし、DVD、CD等での提出とする。
参加にあたっては、教材の構成及びそれぞれの映像の上映時間、コンテンツの階層図等を明記したもの(様式任意)を添付すること。

(3) 参加できない教材

- ・ 外国語版及び外国制作の日本語版
- ・ 市販されない教材
- ・ 映像の総上映時間、コンテンツの閲覧が2時間を著しく超える教材
- ・ 専ら個別学習用に制作された教材
- ・ ネットワーク型教材、教材作成ツール、ドリル型教材、フラッシュカード型教材
- ・ 動画を含まない教材
- ・ 放送及びインターネットでのストリーミング配信を主目的として制作された教材

(4) 参加本数

小学校(幼稚園含)部門・中学校部門・高等学校部門－1社の参加本数は各部門3作品以内

3. 審 査

(1) 審査は、学識経験者、学校・社会・職能教育関係者及び関係機関・団体等の代表者によって審査委員会を構成し、各部門別に行う。

(2) 入賞作品の選出は、次の教科、領域別を考慮して行う。

- ・ 小学校(幼稚園含)部門は、教育映像・教育デジタルコンテンツ、それぞれにおける各教科等別
- ・ 中学校部門は、教育映像・教育デジタルコンテンツ、それぞれにおける各教科等別
- ・ 高等学校部門は、教育映像・教育デジタルコンテンツ、それぞれにおける各教科等別
- ・ 社会教育部門は、家庭生活、市民生活の領域別
- ・ 職能教育部門は、職能の領域別
- ・ 教養部門は、文化、科学、産業、記録の別

(3) 上記(2)で選出された入賞作品の中から、さらに最優秀作品(文部科学大臣賞)を各区分1作品以内選出する。

4. 賞

- ・ 最優秀作品賞 一文部科学大臣賞・日本視聴覚教育協会会長賞
- ・ 優秀作品賞(最優秀作品を除く入賞作品)－日本視聴覚教育協会会長賞

5. 審査委員

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ・ 小学校(幼稚園含)部門 | 幼稚園・小学校教職員、教育機関関係者等 |
| ・ 中学校部門 | 中学校教職員、教育機関関係者等 |
| ・ 高等学校部門 | 高等学校教職員、教育機関関係者等 |
| ・ 社会教育部門 | 社会教育主事、関係機関・団体関係者、学識経験者等 |
| ・ 職能教育部門 | 関係機関・団体関係者、学識経験者等 |
| ・ 教養部門 | 社会教育関係者、学識経験者、報道関係者等 |

6. 参加方法

(1) 参加申込

本選奨に参加を希望する制作者は、以下を郵送・宅配便等で、下記事務局宛に申込むこと。

- ・ 所定の参加申込書 ー 1 作品につき各 1 部
- ・ 参加作品 ー 1 作品につき各 5 本、16 ミリフィルムは各 1 本
- ・ 解説書(作品の制作意図・内容等) ー 1 作品につき各 10 部
- ・ 【教育映像】でチャプター分けがあるものは、チャプターごとの映像時間を明記したもの
- ・ 返送用伝票等

(2) 申込締切

令和5年6月2日(金)まで

(3) 対象完成期間

令和4年6月1日から令和5年5月31日までに完成した作品

(4) 参加料

本選奨に参加する制作者が、日本視聴覚教育協会の維持会員でない場合は、参加料として維持会費相当分の60,000円を6月2日(金)までに納めるものとする。

(5) 参加作品の返却

作品返却を希望する場合は、着払い伝票等の返送できるものを提出すること。
直接引き取り希望の場合は、表彰式終了後1ヶ月以内に引き取ること。

(6) 参加申込先

一般財団法人日本視聴覚教育協会 優秀映像教材選奨事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-10-11 虎ノ門PFビル
TEL : 03-3431-2186 FAX : 03-3431-2192
HP : <https://www.javea.or.jp/fes/index.html>
(参加申込書は上記ホームページよりダウンロードできます)

参加作品の部門・領域等分類
(小学校(幼稚園含)部門、中学校部門、高等学校部門を除く)

部門	領 域		内 容
社会教育	7) 家庭生活の向上	家庭生活 家庭教育	家庭の生活設計、家庭の消費生活、家族の人間関係、食生活、 食品調理、家庭介護、保健衛生、健康管理 …等 乳幼児期、少年期、青年期 …等
	8) 市民生活の向上	人生設計 地域社会生活 国民生活 国際性	人生設計、生き方 …等 自然保護、生活環境改善、交通安全、災害予防、地域開発、 地域の保健・福祉、市民意識、社会の連帯、グループ活動、 ボランティア …等 政治、経済、法律、社会、男女共同参画、高齢化社会、 消費者保護、資源、エネルギー、地域環境保全 …等 国際貢献、国際協力、国際平和、外国人との交流 …等
9) 職能教育	職業生活一般 職業の知識技術		職場の人間関係、経営と労働、職業倫理、職業と家庭生活、 職場の健康・安全、障害者の雇用、就職・転職 …等 農業、畜産、水産業、工業、商業、現職教育、医療・福祉、 科学技術、事務処理、知的所有権、情報処理技術 …等
10) 教養	文 化 科 学 産 業 記 録		歴史、伝記、伝統工芸、伝統芸能、美術、音楽、演劇、文学、 民話、童話・寓話、趣味活動 …等 自然科学、医学、科学技術 …等 産業紹介、施設・機関紹介 …等 風俗習慣、地理、紀行、スポーツ …等

主 催 一般財団法人日本視聴覚教育協会

後 援 文部科学省 毎日新聞社（一部申請中）

発 表 令和5年9月 新聞発表ほか（予定）

表彰式 令和5年9月 東京都内（予定）
開催予定ですが、今後の状況により中止となる場合があります。
ホームページ等にてお知らせいたします。